

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 815ページ）	改訂した解説	理由
<p>別表第八2（107）電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具</p> <p>（解説）1.（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（解説）1.（省略）</p> <p>2. <u>イ項（ハ）において、</u></p> <p><u>(1) 次に掲げるものは「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。</u></p> <p><u>a. 足元を照らす目的のもの</u></p> <p><u>b. 舞台又はスタジオ照明用のもの（ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>c. 表示灯</u></p> <p><u>d. 常夜灯</u></p> <p><u>e. a.からd.に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの</u></p> <p><u>(2) 別表第八2（86）イ（へ）a又はbに掲げるものは、「光出力は、ちらつきを感じないもの」とみなす。</u></p>	<p>「ちらつき」については、除外条件が、(86) 電気スタンド、(86の3) 充電式携帯電灯、(86の4) ハンドランプ、(86の6の2) エル・イー・ディー・ランプ、及び(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具の各解説に記載され、また、具体的な判定基準が、(86) 電気スタンドの解釈に規定されており、その他の個別要求の解釈は、それを引用しているが、(107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具の個別要求については、いずれも旧解釈（現在の解説に相当）において、(86)を引用していたものの、現在の解釈及び解説に反映されておらず、除外条件及び判定基準が不明確になっているため、明確にする必要がある。</p>

（当該部解釈）

別表第八2（107）電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具

イ 構造

- （イ）点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、別表第四（2（2）～（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。
- （ロ）白熱電灯又は放電灯付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。
- （ハ）一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- （ニ）光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2（86）電気スタンド

イ 構造

- （へ）一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
この場合、次に掲げるものは、「光出力は、ちらつきを感じないもの」とみなす。
 - a 出力に欠落部（光出力のピーク値の5%以下の部分）がなく、繰り返し周波数が100Hz以上であるもの。
 - b 光出力の繰り返し周波数が500Hz以上であるもの。

（解説）

- 3. イ項（へ）において、次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。

- (1) 足元を照らす目的のもの
- (2) 舞台又はスタジオ照明用のもの（ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。）
- (3) 表示灯
- (4) 常夜灯
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの